

広域避難に係る拠点避難所の設置運営等に関する細目書

広域避難に係る拠点避難所の設置運営等に関する細目書

奈良市
大和郡
天理市
生駒市
敦賀市

(趣旨)

第1条 この細目書は、奈良県奈良市、大和郡山市、天理市及び生駒市（以下「避難受入市」という。）と福井県敦賀市が締結した「原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書」及び「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」に基づき実施する広域避難において設置する拠点避難所について必要な事項を定めるものとする。

(拠点避難所の指定)

第2条 拠点避難所の指定については、平成26年11月5日付け危第1550号で敦賀市より避難受入市に協議した結果、奈良市の鴻ノ池運動公園を奈良市、大和郡山市及び天理市への拠点避難所として、また、生駒市総合公園を生駒市への拠点避難所として指定することとする。

(拠点避難所の機能)

第3条 拠点避難所の機能は、以下のとおりとする。

- (1) 避難者の指定避難所への振分け及び誘導
- (2) 指定避難所に車両保管場所が無い場合等の避難車両の一時保管
- (3) 避難者を指定避難所へ輸送するバス等の乗り換え場所
- (4) 避難者の休憩及び救護

(拠点避難所の開設)

第4条 拠点避難所は、避難受入市が奈良県の協力のもと、敦賀市及び福井県と連携し開設するものとする。

- 2 前項の場合において、施設管理者との連絡調整は、鴻ノ池運動公園については奈良市、生駒市総合公園については生駒市の防災担当課が行うものとする。
- 3 拠点避難所の開設は以下のいずれかの時点で行うものとする。
 - (1) 避難受入市が福井県、奈良県を通して敦賀市からの受入要請を受けた時点
 - (2) 避難受入市が敦賀市民の県外広域避難が予想される原子力災害の発生を覚知した時点
- 4 拠点避難所の開設期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、避難の状況を踏まえ、奈良市及び生駒市が、大和郡山市、天理市、敦賀市、福井県及び奈良県と協議し決定するものとする。

(拠点避難所の運営)

第5条 拠点避難所の運営は、原則、敦賀市が福井県と協力し行うものとするが、開設当初は避難受入市が奈良県の協力のもとに行うものとする。

- 2 避難受入市から敦賀市への運営体制の移行は、住民避難の状況を踏まえなるべく速やかに行うものとする。

(拠点避難所の必要物資等)

第6条 拠点避難所の必要物資等については、「原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書」第6条によるものとする。

(指定避難所への輸送)

第7条 拠点避難所から指定避難所への輸送については、奈良県及び福井県が避難受入市を含む関係機関と協力してバス等を手配するものとする。

2 前項に係る経費の負担については、「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」第6条及び「原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書」第7条によるものとする。

(協議)

第8条 この細目書に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、拠点避難所を所有する奈良市及び生駒市を中心とした避難受入市と敦賀市が福井県及び奈良県を含む関係機関と協議して定めるものとする。

平成27年 3月31日